



## 杉並区児童相談所 開設へ 児童相談所設置市の政令指定を要請しました

令和7年8月6日、杉並区はこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、杉並区は児童相談所を開設することができるようになります。

平成28年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるとともに、区が設置主体である保健所と連携して保健福祉施策全般にわたる総合的なサービスが可能になることから、令和8年11月に児童相談所を開設することとし、準備を進めているところです。

区では児童相談所を設置し、児童福祉法の理念にのっとり、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指します。

なお、令和7年8月現在、特別区における区立児童相談所は10区※が開設しています。

※世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区、文京区

### 【報道機関 問い合わせ先】

児童相談所設置準備課：03-3312-2111 内線4022

広報課報道係：03-3312-2111 内線1574